

別表(第2条関係)

指定変更承認基準

|                    |                                                                                                        |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 途中転居</b>      |                                                                                                        |
| 事由                 | 就学途中に転居し、従来通学していた学校を希望する場合で、通学に支障がないときは、転居前の学校に通学することができる。<br>ただし、小学校で当該承認を受けた場合、中学校は転居後の住所地の校区の学校となる。 |
| 対象                 | 小・中学校の全学年                                                                                              |
| 添付書類               | 通学路図                                                                                                   |
| 期 間                | 学年末まで                                                                                                  |
| <b>2 転居予定</b>      |                                                                                                        |
| 事 由                | 転居予定で、事前に転居予定先の校区の学校を希望する場合は、学期始めから転居予定先の学校に通学することができる。                                                |
| 対 象                | 小・中学校全学年                                                                                               |
| 添付書類               | 転居予定先を明らかにできる書類 通学路図                                                                                   |
| 期 間                | 転居の日まで                                                                                                 |
| <b>3 住居の新築・改築等</b> |                                                                                                        |
| 事 由                | 住居の購入・新築・改築するために一時学区外に住所を有する場合は、それに必要な期間、新築(改築)中の住居のある学区の学校へ通学することができる。                                |
| 対 象                | 小・中学校全学年                                                                                               |
| 添付書類               | 住宅等の契約書の写し 建築確認申請書等の写し<br>通学路図                                                                         |
| 期 間                | 住居の完成まで                                                                                                |
| <b>4 留守家庭</b>      |                                                                                                        |
| 事 由                | 下校時に自宅に保護者が不在である等の理由で、親戚宅等へ下校する場合は、親戚宅等のある学区の学校へ通学することができる。<br>ただし、中学校は住所地の学区の中学校に入学することを条件とする。        |
| 対 象                | 小学校全学年                                                                                                 |
| 添付書類               | 預け先の承諾書 通学路図                                                                                           |
| 期 間                | 学年末まで                                                                                                  |
| <b>5 住居のみの異動</b>   |                                                                                                        |
| 事 由                | 諸事情により住民票を異動できない場合は、現に居住している学区の学校に通学することができる。                                                          |
| 対 象                | 小・中学校全学年                                                                                               |
| 添付書類               | 自治会長等の居住証明書                                                                                            |
| 期 間                | 学年末まで                                                                                                  |

| 6 教育上の配慮 |                                                                                                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 由      | <p>(1) 児童・生徒の交友関係で特に考慮する必要がある場合は、実情調査のうえ、指定校区外の学校へ通学することができる。</p> <p>(いじめ、不登校の発生に配慮が必要と認められる場合に限る。)</p> <p>(2) 兄弟姉妹のいずれかが指定校を変更した場合、同一校への入学及び転校することができる。</p> |
| 対 象      | 小・中学校全学年                                                                                                                                                     |
| 添付書類     | <p>(1) 学校長の意見書又は教育相談機関の意見書等</p> <p>(2) 通学路図</p>                                                                                                              |
| 期 間      | <p>(1) 当該事由が解決するまで</p> <p>(2) 学年末まで</p>                                                                                                                      |
| 7 健康上理由  |                                                                                                                                                              |
| 事 由      | 健康上、やむを得ないと認められる理由がある場合は、実情調査のうえ、学区外の学校へ通学することができる。                                                                                                          |
| 対 象      | 小・中学校全学年                                                                                                                                                     |
| 添付書類     | 医師の診断書等 通学路図                                                                                                                                                 |
| 期 間      | 当該事由が解決するまで                                                                                                                                                  |
| 8 校区変更予定 |                                                                                                                                                              |
| 事 由      | 校区変更予定の地区に住所を有する場合で、事前に変更予定の就学指定学校を希望するときは、変更予定先の就学指定学校へ通学することができる。                                                                                          |
| 対 象      | 対象地区の小・中学校全学年                                                                                                                                                |
| 添付書類     | 通学路図                                                                                                                                                         |
| 期 間      | 学年末まで                                                                                                                                                        |